以後の参考資料

平成２２年５月８日（土）公益法人制度説明会

質　疑　応　答　集

「一般社団法人への移行認可申請を前提として」

道庁の説明および道歯会よりの補足追加

［移行認可申請書作成に関しての件］

［定款の記載事項に関しての件］

［会計基準に関しての件］

［その他の事項に関しての件］

社団法人　北海道歯科医師会

[移行認可申請書作成に関しての件]

時価評価資産等該当がない項目については、記載および書類添付の必要はないか。

○記載する項目がないものは、添付の必要がありません。

公益目的と認定されうる継続事業について。 公益目的と認定されうる継続事業は、公衆衛生・学術・医療管理・保健で、認められない事業は、総務・厚生といわれておりますが、一般的にはこの解釈でよろしいでしょうか。 また、例えば市民参加型ではない学術講演会や学会費・歯科助手講習会・衛生士要請支援費・保険講習会費・従業員の永年勤続表彰費などは認定されると考えてよいでしょうか。

○上記の解釈は一概に正しいとは言えませんし、例示についても一概に認定されるとは言えません。公益目的事業か否かは各事業の詳細（目的・利益の享受者等）を基に判定されるため、上記の情報だけでの回答は控えさせていただきます。
継続事業としては、幅広く解釈されており、収益事業・共益事業（～親睦会的事業）でなければ基本的には公益的事業となります。また、事業の組み合わせによっては公益事業として可能となるので個別に相談して頂きたい。
公益目的事業とは認定法上認定されるもので、新たに始める場合のハードルは結構高い。今から始めておき、申請時点では継続事業とする方法もある。
FAQ　X－2－③　（継続事業）を参照。

各郡市区歯科医師会は道歯会より補助金をうけて事業を実施しているが、これは[公益目的支出計画]別表C（3）に記載すべき特定寄附にあたるのか。

○ここに記載する「特定寄附」とは、認定法第５条に規定する者に対する寄附で、公益的団体等に対する寄附のことです。
従いまして、ご質問の件については特定寄附には当たりません。
FAQ　X－２－⑥　（特定寄附の相手方）を参照。

公益目的と認定されうる寄付行為について。 具体的に、例えば赤い羽根募金は認められると思いますが、市町村のお祭り、政治的寄付行為は認定されるでしょうか。

○市町村のお祭り、一般社団法人の政治的寄付行為は公益目的とされる寄付行為には原則として該当いたしません。
公益目的と認められる寄付行為は、国・地方自治体・公益法人・学校法人等への寄付になります。
いずれにしても、これ等の寄付行為が法人の目的とした事業と合致しておこなっていれば別ですが、通常は管理費の一部として支出しているのではないでしょうか。
ＦＡＱ　X－２－④　（公益目的支出計画に記載することができる公益事業）を参照。

[その他説明書類]別表Ｅ（１）でその他の主要な事業の内容等とは、どの程度の事業規模と解釈してよいのか。

○この書類の記載は、実施事業以外のもの（共益的なもの）を記入しますが、規模の大きさには特に決まりはなく１割程度以上のもので、細かくする必要はありません。

各事業に関連する費用額の配賦基準および共通経費の計上方法について。 たとえば通信費などは一括計上しているので共通経費の計上でよいか。

○この通りでよいです。

公益目的に繰入可能な管理費の割合、按分率の算定根拠について。
管理費の公益目的支出の按分は、総事業費に対する継続事業費の割合と同等で良いでしょうか。
具体的に、例えば、専従した時間・使用した施設の面積などの費用の以外に基準があればご教授願いたい。

○按分率は総事業費に対する継続事業費の割合と同等とはなりません。
按分の明確な基準はありませんが、費用の内容に照らして専従時間比、面積比等を用いた合理的な説明が必要であります。
ＦＡＱ　Ｖ-３-②　（事業費に含むことができる費用の例示）を参照

申請書の別紙４：その他添付書類は、ワードまたはＰＤＦで電子申請に添付すれば書類での提出は不要か。

○これ等の書類は、ワードではなく原則ＰＤＦファイルに転換し、電子申請していただきます。その場合には原本の送付は不要です。

実施事業（継続事業）の内容～別表Ｃ(2)-1～事業の概要の記載内容について、事前にみてもらうことはできるか。

○記載内容を事前に見せていただくことは可能です。
継続事業の概要についてはパターン化を道歯会で検討してはどうでしょうか。

当法人が設置する札幌歯科学院専門学校の継続事業として認めていただく具体的な理由付けとしては、どのような内容が求められるか。

○継続事業として認められるためには現在の主務官庁に事業の公益性を認めてもらう必要があります。
札幌の場合は一般的な専門学校もあるので、会立の場合との違い・差別化をどう説明するかにあります。例えば他にないものとしての地域性とか。

いづれにしても学院の事業会計が補助金等を算入した収支計算でマイナスでなければ実施事業として公益目的支出計画に入れる必要がなくなります。

当法人が開設する口腔医療センター付属歯科診療所は、夜間救急歯科診療と、障がい者歯科診療を行っていますが、赤字会計のため行政より補助金を交付してもらい運営しています。夜間救急歯科診療と障がい者歯科診療という性質を異にする診療事業を包括し「口腔医療センター事業」として継続事業と成りうるか。

○事業区分をどうするかは貴社団の意志によって決定することができますので、性質を異にする２つの診療事業を包括することを検討してもよいと考えます。しかし、どのような区分にすれば公益目的支出計画の年数を短縮できるか等の視点からも事業区分を検討する必要があると考えられます。

申請書記載の事業の内容と、定款上に記載した事業の内容とはどの程度の関連性が必要か。

○定款の中の事業内容については、特に読み込めないものは別にして、特段変える必要はないです。

参　考

申請書記入要領については、下記に詳細が記載されておりますのでご参照ください。

内閣府「公益法人 *information*」→「申請に役立つ各種資料」→2.「認可申請編」→「移行認可申請はこちら」

※「公益法人 *information*」の画面が５月に変わりました。

[定款の記載事項に関しての件]

定款の変更案を作成した場合、事務的に事前にチェックしてもらうことはできるか。

○定款の変更整備は必ず必要になっている。変更案は法人法に適合されていなければならない。具体的には、内閣府のモデル定款を基本にしてもらえばよいが、事前の相談は受付いたします。

現在の定款における目的を達成するための事業については、日本歯科医師会・北海道歯科医師会・郡市区歯科医師会ともにほぼ同じ内容としているが、今後も問題はないのか。

○法人法に適合されていれば問題ないです。

いままで「社員」という言い方はしていなかったので、いままでどおり「会員」という言い方を使用してもよいのか。

○法律上の位置づけは社員であるが、定款の中で決めておけばよいです。

代表理事の直接選挙について、FAQⅡ-1-④に記載があるが、定款に定める場合においてはどのように記載するのか。

○理事会を設置している一般社団法人の場合、基本的に代表理事は理事会で選定及び解任することとされていますが、この原則を維持しつつ代表理事選定の過程に社員総会を関与させる方法として定款に定める方法があります。
定款への記載例としてはＦＡＱⅡ－１－④に２つの文言の例が記載されておりますので参照してください。

理事会構成員における外部監査、監査法人のあり方について。
今の理事会の構成員、形態をそのままにしておいて、例えば内部の監事は１名または２名のまま、それに加えて外部監査は監査法人を１名入れればそれでよいという理解でよろしいか。

○一般法人法には理事の同一団体要件は付されておりません。従って、一般社団法人へ移行される場合は理事構成は現状のままで構いませんし、負債総額が２００億円未満であれば外部の監査人は必要ありません。

外部監事の導入について、報酬の規定と、監事になる人の資格等について税理士・公認会計士以外でもよいか。

○公益法人認定法には制限がありますが、現在の指導監督基準では必ずしも税理士・公認会計士でなくてもよいです。
報酬の基準としては民間の給与水準と比べ不当に高額なものであってはならないとされています。
資格については、一般法人法にも欠格事由等の規程がありますので、その事由に該当していなければよいです。

理事会の議事録について法人法において、署名または記名押印とあるが、どちらでもよいのか。

○一般法人法（理事会の決議）においては、議事録に署名又は記名押印となっておりますので、どちらでもよいですが署名押印であれば問題ないと思われます。

社団法人の会員の位置づけについて。社員と会員との関係について。
現行は法人会員・開業会員・勤務会員・準会員と区分しているが。

○会員の区分については特に問題はありません。
法律上の社員と、会員との関係は、定款で明記する必要があります。

社員の要件として「不当な条件」を付してはいけないとは。
現行の定款では会員の条件に「日本歯科医師会および北海道歯科医師会の会員である」ことを謳っているが、不当な条件にあたるか。

○不当な条件に抵触する可能性もあると考えます。
不当な条件に該当しないためには、条件を付すことが法人の目的・事業内容に照らして合理的な関連性・必要性が求められます。
会員の条件として「歯科医師であること」は目的・事業内容に照らして合理的な関連性・必要性があると考えられますが、「他の歯科医師会の会員であること」まで条件に付すことについては疑義が残ります。
定款の文言について注意が必要ですが、現状、明確な回答はできません。

参　考

定款の変更案については、下記に詳細が記載されておりますのでご参照ください。
内閣府「公益法人 *information*」→「申請に役立つ各種資料」→3.「定款変更案の作成の案内」

※「公益法人 *information*」の画面が5月に変わりました。

[会計基準に関しての件]

会計基準について、通常処理は１６年基準を行っていればよいのか。

○１６年基準をベースにして、申請時には２０年基準の事業部門別に振り分けすればよいです。申請には事業費の小科目の中味も必要になります。
まだ１６年基準にしていなければ早急にしていただきたい。
道庁でもアドバイスさせていただきますが、最低でも貸借対照表・正味財産計算書（損益ベース）を作成していただきたい。
ＦＡＱ　Ⅵ-４-②　（会計基準）を参照

当法人の職員には６月と１２月に賞与を支給しています。賞与引当金を計上し、重要な会計方針として注記を記載する場合、現行の給与規程等に支給見込み額基準が明示されていないときは、具体的に明示されるよう規程等を改正しなければならないのでしょうか。

○賞与引当金は、基本的に支給見込額基準により算定され、その見積額のうち当期に帰属する金額を計上する方法です。従いまして、給与規程等に基づいて見積計上することになりますので、規程等を改正するのが望ましいと考えます。
引当金の計上には、その算定の根拠となる説明資料を添付する必要があります。（賞与引当金であれば計算期間等に関する規程など）
また、支給額が確定している場合には「未払費用」として計上する方法もあります。

「役員退任慰労金規程」を設け、役員退任時に支給しているが、当該「役員退任慰労金」は将来発生すべき債務として、毎期「（仮称）役員退任慰労引当金」として会計処理しなければならないのでしょうか。

○新公益法人会計（平成１６年基準）では、社団法人にも退職給付会計を求めております。従って、原則として退職時に支払う役員退任慰労金についても毎期の見積額を退職給付債務として会計処理する必要があります。
引当金の計上には、その算定の根拠となる説明資料を添付する必要があります。（退職給付引当金であれば、退職給付に関する規程など）

重要な会計方針として、職員退職給付引当金の計上基準を注記する場合、退職金支給規程等が制定されていないといけないのでしょうか。

○退職金支給規程等を制定されていなければなりません。
その他は上記と同じです。

職員退職給付引当金は、期末による自己都合要支給額を計上すればよいのでしょうか。

○自己都合要支給額と、外部に積み立てする「年金資産」の積み立て不足額を計上する必要があります。
また従来より引当金の計上をしておらず、適用初年度で一度に費用処理すると影響が大きい場合、１５年以内の一定の年数で定額法により引当金に計上する費用処理をすることも認められています。

職員退職給付引当資産と職員退職給付引当金は、同額まで設定したければならないのでしょうか。

○退職給付引当資産は、退職給付引当金に対し一定額の支払い原資を確保するために設定するものであり、同額までの設定が望ましいですが、全額計上が困難の場合もあり、また、計算された退職金の全額が一括して支払されることが一般的に予定されてないことから、引当金残高の一定の割合とすることも認められております。

将来の会館の建築・改築・修繕の積立金は、公益目的支出額となるか。
あるいは引当金として計上できるか。

○使途が特定された積立金は特定資産となりますが、公益目的支出とはなりません。
一方、今後公益目的支出の基本となる公益目的財産額は、純資産額がベースとなりますので、負債額として引当金計上ができるがどうかの問題があります。
引当金の計上は、負債として考えることから厳密にみられます。ある程度具体的に計画がある場合限られ、何かあった時では認められません。
従いまして、一般的には実際に支出した時に費用として計上するか、あるいは資産として取得した後にその資産の減価償却費を費用として計上するか、によることとなります。

現在、役員報酬を支給しておりませんが、今後支給する場合において、継続事業の変更となるか。

○事業の変更と考えなくてもよいです。

当法人は支部制を採っております。従来、支部活動に要した費用は支部交付金として支出していましたが、一般社団法人への移行を踏まえ、今後はそのすべてを当法人の事業費から支出する形式に変更したいと考えております。
支部活動に要した費用の見積書、請求書、領収書等の証拠書類は、その原本をすべて支部から提出してもらわなければならないでしょうか。

○支部で好きに使っているのであれば支部事業とは言えません。
本部でまとめて管理し支出する方法もありますが、そうであれば証拠書類的なものは本部で管理することになります。

[その他の事項に関しての件]

４月１日登記を想定した場合、平成２４年４月１日は日曜日であるが、どうなのか。

○個別に法務局と相談して頂きたい。

休日でも受付されたケースと、されなかったケースもあると聞いております。

注：登記日が新法人のスタートとなるので、登記日がずれるとその分現法人としての決算処理が必要となる。（１日でも）

＜その他道庁より＞

○電子申請の準備をしていただいた方がイメージをつかみやすい。

○疑問の点があれば道庁に相談して下さい。

○事前相談は案の段階でも結構です。

○今年度中に各郡市区歯会には検査の名目で訪問する予定です。

以上